

第 383 回静岡地方最低賃金審議会
議事要旨

開催日時	令和 4 年 8 月 25 日（木） 10 時 00 分から 11 時 17 分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 名	定数 5 名
	労働者を代表する委員	出席 4 名	定数 5 名
	使用者を代表する委員	出席 4 名	定数 5 名
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 静岡県最低賃金の改正決定に係る静岡地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について 2 静岡県最低賃金専門部会の廃止について 3 小委員会の報告及び静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について 4 特定最低賃金専門部会等について 5 その他 		
議事要旨	本会議は、 公開・非公開		
<ol style="list-style-type: none"> 1 静岡県最低賃金の改正決定に係る静岡地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について <ul style="list-style-type: none"> 異議申出があったため、労働局長より異議に対する審議の諮問を行った。 異議について審議を行った結果、「8 月 9 日付け答申どおりとすることが適当」との答申がなされた。 これにより、官報公示に手続きに入り、9 月 5 日官報公示、法定発効日となる 10 月 5 日に効力発効の予定と事務局より説明がなされた。 2 静岡県最低賃金専門部会の廃止について <ul style="list-style-type: none"> 1 の答申がなされたことから、静岡県最低賃金専門部会の廃止について了承された。 3 小委員会の報告及び静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について <ul style="list-style-type: none"> 8 月 23 日に開催された小委員会報告書、「改正決定の必要性の有無について意見の一致をみることができず、必要性ありとの結論に達し得なかった」との内容について審議し、報告書どおり決定し、答申がなされた。 これにより、本特定最低賃金に係る改正審議は行われないこととなった。 4 特定最低賃金専門部会等について <ul style="list-style-type: none"> 特定最低賃金を審議する本審と第 1 回専門部会の公開について審議され、非公開とすることとなった。 特定最低賃金専門部会が全会一致の場合、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定 			

に基づき、本審の決議とするか審議され、専門部会の決定を本審の決議とすることとなった。

発効日について審議され、指定日発効により発効日を統一することとなった。